

## 「第12次鳥獣保護管理事業計画（素案）」の概要

### 1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第1項に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲許可等の事業実施に関する基本的な計画を策定する。

### 2 計画期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

### 3 計画の概要

#### （1）鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区の設定

- ①鳥獣保護区 52カ所・16,235㍍、うち特別保護地区 21カ所・1,493㍍
- ②新規指定は、希少鳥獣生息地の保護を中心に地域の関係者と合計形成を図りながら対応する
- ③休猟区は、被害対策を優先するため、原則として指定しない

#### （2）鳥獣の人工増殖及び放鳥獣

- ①狩猟鳥獣や外来鳥獣は、原則として放鳥獣しない
- ②希少鳥獣については、環境省の「絶滅の恐れのある野生動植物の野生復帰に関する基本的考え方」等に沿って対応する

#### （3）鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可

- ①適正管理計画に基づいて捕獲する指定管理鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）について、輪の直径が12㍍を超えるくくりわなの狩猟を許可できるものとする（但し、剣山山系鳥獣保護区「国指定」を除く）
- ②農林水産業被害等防止の観点から、狩猟免許を受けていない者に対し、次の場合に限り、捕獲が許可できるものとする
  - ・農林業者が自らの事業地内で、「小型の箱わな」や「つき網」、「手捕り」により、1日1回以上の見回りを実施するなど、錯誤捕獲等により鳥獣保護上、重大な支障を生じないと認められる場合、アラグマやハクビシン、ウサギ等の鳥獣の捕獲を許可（但し、希少鳥獣が生息する地域を除く）
  - ・ハシブトガラス、ハシボソガラス及びドバト等の巣の撤去に伴い、雛の捕獲や卵の採取を許可

#### (4) 特定猟具使用禁止区域・使用制限区域及び猟区

##### ①区域の指定

- ・地域住民の危険予防や静穏保持のため、特定猟具（銃器・わな）の使用禁止区域や使用制限区域の指定に努める

##### ②特定猟具使用禁止区域

- ・銃猟禁止区域 64箇所・39,274<sup>㊦</sup>
- ・わな猟禁止区域 1箇所・400<sup>㊦</sup>

##### ③指定猟法禁止区域

- ・くくりわな猟禁止区域 2箇所・14,695<sup>㊦</sup>
- ・鉛散弾禁止区域 1箇所・98<sup>㊦</sup>

#### (5) 特定計画の策定

##### ①第2種特定鳥獣の管理計画を策定の策定

- ・著しい個体数の増加や生息域が拡大しているニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを適正管理
- ・カワウは、関西広域連合において、広域的に管理

#### (6) 鳥獣の生息状況調査

##### ①鳥獣生態の基礎的調査

##### ②鳥獣保護区等の指定・管理状況調査、捕獲等の情報収集

##### ③捕獲や被害防除対策、捕獲個体活用等に係る調査

#### (7) 鳥獣保護管理事業の実施体制

##### ①鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員の配置

##### ②保護及び管理の担い手の育成

#### (8) その他

##### ①傷病鳥獣救護や感染症への対応、普及啓発（愛鳥週間）等